

区画整理だより

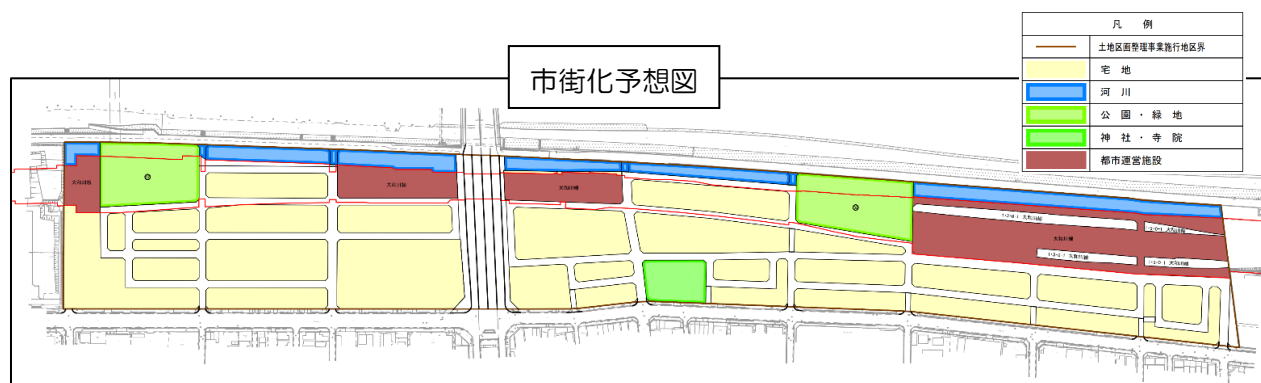
UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を賜りまして御礼申し上げます。さて今回は、「事業計画変更（第4回）の認可について」他3件についてお知らせ致します。

事業計画変更（第4回）の認可について

「区画整理だより第29号」にて土地区画整理事業の土地利用計画の変更、事業期間の延伸・資金計画を変更のご案内をさせていただいておりましたが、この度、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画変更（第4回）について、令和8年8月26日に国土交通大臣の認可を得ました。

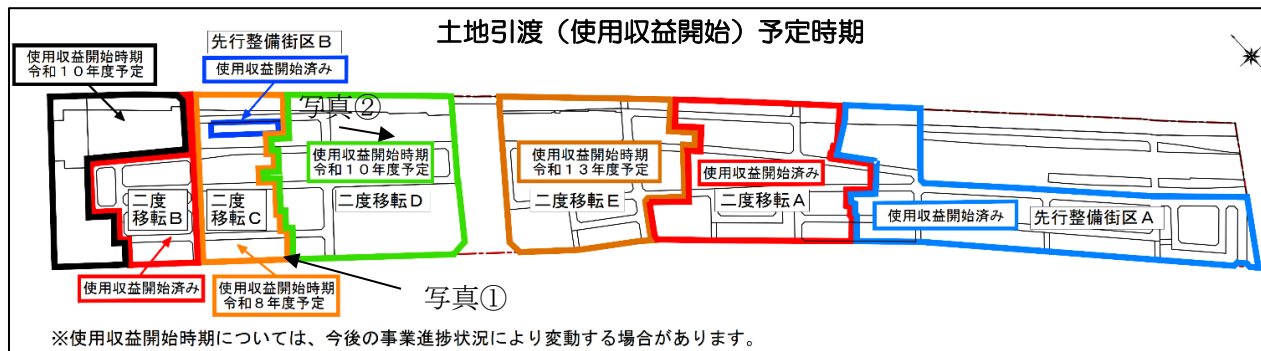


使用収益開始時期の変更について

上記事業計画変更により、使用収益開始時期の予定が以下のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

- ・二度移転D：令和9年度 → 令和10年度（1年延伸）
- ・二度移転E：令和11年度 → 令和13年度（2年延伸）

今後、使用収益開始時期が確定しましたら、改めてその旨を皆様にお知らせさせていただきます。



工事進捗状況について

二度移転 C 工区及び D 工区の現在の工事進捗について写真でお知らせさせていただきます。

(写真撮影日：令和8年9月14日)



写真①：C工区擁壁設置



写真②：D工区雨水貯留槽設置

※写真の撮影位置は前頁の土地引渡（使用収益開始）予定時期の図面を参照

土地区画整理事業地区内の土地の管理について（お願い） 《適正な管理をお願いします》

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、近隣住民の方にご迷惑をおかけしないよう、適正な管理とご配慮をお願いいたします。

◇例えば、雑草等が繁茂したまま、長期間放置されると、

- ・害虫の発生の原因につながる恐れがあります。
- ・廃棄物等の不法投棄場所になってしまう恐れがあります。
- ・火災発生の原因につながる恐れがあります。

みなさまのご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所

〒590-0906

堺市堺区三宝町4丁274番地2

TEL：072-282-7722

堺事務所HP：URL

(<https://www.ur-net.gp.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



UR都市機構

